

Regulatory update

Insurance industry (January 2014)



1. IAIS

G-SIIsに対する資本要件

2013年12月16日、保険監督者国際機構(以下「IAIS」とする)は、「グローバルなシステム上重要な保険会社(以下「G-SIIs」とする)に適用する基礎的資本要件(以下「BCR」とする)」を市中協議に付しました。IAISは、保険会社をG-SIIsとして選定する際の手法を昨年の7月に公表しそれ以降、BCRに関する議論を行ってきました。BCRは、より高い損失吸収力(以下「HLA」とする)要件の基礎として、非保険会社を含む、すべてのグループの活動に適用されます。IAISは、今回の市中協議から得られたフィードバックを、2014年第2四半期に実施が予定されているG-SIIsに対するフィールドテストで活用する予定です。また、フィールドテストの結果はBCRの最終的なデザインや今後の展開を考える上で有用な情報になると考えられます。

BCRが最終化された段階で、IAISはHLA要件を進展させ、G-SIIsに適用する追加的資本要件の作成を本格的に開始する予定です。これらは、2015年内に完了させるとされています。IAISはさらに、2016年内に完了させるとしている、リスクベースでグループ全体に適用される国際保険資本規制(以下「ICS」とする)についても進展させていく予定です。ICSは2017年から2018年にかけて精緻化され、また、最終的なカリブレーションが実施され、その後2019年からComFrameに規定される国際的に活動する保険グループ(IAIGs)に適用される予定です。なお、この市中協議は2014年2月3日までとされています。

2. Europe

ソルベンシーIIの進展状況

2013年12月5日、欧州理事会はソルベンシーIIに関する第二次「一時的な指令」を採択し、ソルベンシーIIの適用時期を正式に2016年1月1日に変更しました。当該指令は12月18日付EU官報で公表されています。

この「一時的な指令」における合意は、2013年11月25日に欧州理事会が公表したオムニバスIIの最終案に沿っています(詳細は[Hot Topic](#)をご参照ください)。ソルベンシーIIの実施日が延期されるのは、この合意で最後になるでしょう。

証券化商品に関する新しいリスク・チャージ

2013年12月19日、欧州保険年金監督機構(以下「EIOPA」とする)は欧州委員会の要求に基づいて、標準フォーミュラのデザインと長期投資に対するカリブレーションに関するテクニカル・レポートを公表しました。EIOPAは、ソルベンシーIIの目的である健全性を阻害しない範囲で、一部の長期投資に対するソルベンシーIIの資本要件を緩和することができないかについて検討しています。

EIOPAは、証券化商品の取り扱いに関し、より細かい取り扱いを提案しています。EIOPAは、既存の提案の中では画一的に7%とされていて格付けがトリプルAの証券化商品に適用するスプレッド・リスク・チャージに変わり、よりリスクの少ない証券については4.30%まで小さくし、よりリスクの大きいものについては、12.50%まで大きくすることを推奨しています。リスク・アセスメントは、証券化商品のストラクチャー、原資産の質、引受業務プロセスと投資家に対する透明性について、EIOPAが作成した基準に基づいて行われます。

しかし、(プライベートエクイティ、中小企業への貸付金や社会的責任投資を含む)そのほかの資産に関して、EIOPAは、すでに提案されたリスク・チャージを変更しないことを確認しています。また、EIOPAは、特にインフ

ラストラクチャー投資に関するキャピタル・チャージの引き下げは正当化できないと結論付けています。

生命保険に関する保護協定

2013年12月3日、EIOPAは生命保険契約に関する受益者保護協定についての意見を公表しました。その中で、EIOPAは、受益者保護協定が策定されていない場合には、所轄官庁が、生命保険契約についての受益者保護協定の設立について、設立の推進もしくは手助けする、あるいは、助言する必要がある、という意見を述べています。

EIOPAは、今後、そのような新しい協定の策定状況についてのモニタリングを実施する可能性があります。いかなる協定の策定も、データ保護の要求を遵守して実施される適切な市場分析に基づくべきであり、そして費用負担も考慮すべきであるとしています。

保険市場のトレンドとリスク

2013年12月、EIOPAは、2013年下半期金融安定レポートおよび2013年12月リスク・ダッシュボードを公表しました。この中で、マーケットのトレンドと下記の点に対する考察がなされています。

- 主要なマクロ・プルーデンス・リスク
- ヨーロッパの保険セクター
- グローバルな再保険セクター
- ヨーロッパの年金基金セクター
- リスク・アセスメント

EIOPAは、リスク環境は、2013年7月の金融安定レポートから比較的変化がない状況にあると結論付けています。

主要なカスタマー・トレンド

2013年12月15日、EIOPAは、カスタマー・トレンド・レポートを公表し、その中で、顧客保護と金融イノベーションに関する主要な問題を特定しています。

EIOPAは、下記の点についてより一層の調査が必要である提案しています。

- 新しい、あるいは発達したセールスチャネルおよびマーケティングチャネル(特に、ソーシャルメディア)
- たとえば、モバイル保険や保険販売とセットになった銀行口座といった、新商品、あるいはエマージング商品
- 複雑な商品の個人投資家への販売と複雑な商品の開発に関するルール
- 保険会社や保険募集人などによる一方的な契約の変更
- テレマティクスを利用した自動車保険(テレマティクスは“ブラックボックス”テクノロジーとして知られています)

これらのテーマのうちいくつかは、金融行為監督機構(以下「FCA」とする)が調査している問題(たとえば、自動車保険、商品開発と適合性)でもあります。それ故、それらは、FCAとEIOPAとのアプローチにいくつかの重なる分が存在する可能性があります。

3. Japan

「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)の公表

金融庁は2014年1月16日、「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)を公表しました。この改正は2013年6月に公表された金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」報告書に基づき、保険募集・販売ルールの見直しにかかる監督上の対応を図る一環として、保険代理店の使用人要件の明確化を図るものとなっています。この案については、2014年2月17日12時までコメントが募集されています。

生命保険募集人の登録事務

個人保険代理店の使用人や法人募集代理店の役員および使用人とは、「保険代理店から保険募集に関し適切な教育・管理・指導を受けて保険募集を行う者をいいます。なお、当該使用人については、これに加えて、保険代理店の事務所に勤務し、かつ、保険代理店の指揮監督・命令のもとで保険募集を行う者である必要があることに留意する。」としています。

損害保険代理店の登録事務

法第 302 条にいう保険募集に従事する役員または使用人とは、「保険代理店から保険募集に関し適切な教育・管理・指導を受けて保険募集を行う者をいいます。なお、当該使用人については、これに加えて、保険代理店の事務所に勤務し、かつ、保険代理店の指揮監督・命令のもとで保険募集を行う者である必要があることに留意する。」としています。

生保損保いずれのケースにおいても、法第 275 条第 3 項に規定する場合を除き、保険募集の再委託は禁止されていることが強調されています。

4. United Kingdom

年次報告書の提出における変更

2013 年 12 月 19 日、プルーデンス規制機構(以下「PRA」とする)は、「政策声明 6/3: 市中協議文書 8/13 への対応」を公表しました。この政策声明により、特定関係者およびコントローラーズ・レポート、抵当貸付人と管理者レポートに関して軽微な変更がなされました。PRA は、さらに、保険業者(IPRU(INS))および友愛組合(IPRU(FSOC))に関する暫定版の慎重性規制における年次報告書の提出方法について変更を行いました。

特に、紙コピーの数は減らされ、そして、会社は電子的に署名された文書を提出してもよいことになっています。そして、また、紙謄本を提出するために電子提出物を作成している会社の必要条件を取り除きます。新しい規則は、2013 年 12 月 31 日からあてはまりました。

英国におけるソルベンシーII ガイドラインの適用

2013 年 12 月 12 日、PRA は、監督ステートメント(SS4/3) – 「ソルベンシーII: EIOPA 予備的ガイドラインの PRA へ適用- 認可された会社」を公表しました。このステートメント自体は同年 9 月に公表された市中協議文書から大きな変更はありません(詳細は [Hot Topic](#) をご参照ください)。現状、英国の保険者は、2016 年 1 月 1 日からのソルベンシーII 適用までに実施しなければならないことを十分理解しています。PRA は英国のすべての保険業者と保険グループに対し、2014 年 1 月 1 日より適用される EIOPA の予備的ガイドラインの実質的な準備を実施することを期待しています。これは、下記を意味しています。

- ソルベンシーII のシステムおよびガバナンスに対する要求事項を 2014 年年初から適用する
- 2015 年に予定されている 2 回目の提出の際には、より厳しくなることが予想される、準備期間における 2 つの ORSA タイプの評価を作成しおよび提出
- 一定規模以上の保険者およびグループと保険グループに対しては、第三の柱の年次報告書を 2014 年度末から、また、四半期ベースの報告書については 2015 年第 3 四半期から作成が必要とされると考えられています。

イングランド銀行の保険担当執行役員であるジュリアン・アダムズ氏は、PRA の監督ステートメントとは何か、また、なぜそれが重要で、保険業者は何をしなければならないかについて、イングランド銀行のウェブサイト上のビデオの中で説明しています。

PRA による IMAP フィードバックの公表

2013 年 12 月 12 日、PRA は、良い文書化の原則および現時点までのレビューからの例示を詳しく述べた「内部モデルの承認プロセス(以下「IMAP」とする)に関する文書」を公表しました。当該例示は、テンプレートとして

利用されることを意図しているわけではなく、IMAP および ICAS+ の review における IMAP の構成要素のために、望ましい品質の文書を作成し、提出するための原則を実例として提示するために作成されています。

PRA のレビューチームは、引き続き会社の文書へのフィードバックを提供していく予定です。また、2012 年 5 月 14 日および同年 7 月 24 日付、ジュリアン・アダムズ氏の書簡に記載されたテーマ別のフィードバック、あるいは 2012 年 9 月付ソルベンシーII:IMAP データレビューの検出事項も参考になると考えられます。

UK におけるソルベンシーII に関する情報は、[PwC UK – SolvencyII](#) のウェブサイトをご覧ください。

注

1.IAIS、2.Europe および 4.United Kingdom の記載の内容は、PwC UK 作成の Being Better Informed January 2014 より抜粋し、和訳を作成しています。

お問い合わせ先

あらた監査法人

〒104-0061 東京都中央区銀座 8-21-1

住友不動産汐留浜離宮ビル

aaratapr@jp.pwc.com

© 2014 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network member firms in Japan and/or their specified subsidiaries, and may sometimes refer to the PwC Network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.